

雇用証明書（厚生年金保険・健康保険適用事業所用）

記号・番号： 93— —

氏 名：

①	雇用形態 <small>該当項目に✓をつける</small>	<input type="checkbox"/> 一般被雇用者 <input type="checkbox"/> 3/4以上短時間被雇用者	<input type="checkbox"/> 3/4未満短時間被雇用者	<input type="checkbox"/> 臨時被雇用者
②	1日・1週間の労働時間	労働時間		(参考) 事業所の所定の労働時間
		時間 分間 	時間 分間 	
③	1ヶ月間の労働日数	労働日数		(参考) 事業所の所定の労働日数
		日間 	日間 	
④	雇用年月日 <small>(雇用契約期間)</small>	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
⑤	添付書類 <small>添付した書類に✓をつける</small>	<input type="checkbox"/> 雇用契約書(写) <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考				

この者は、健康保険適用対象となる雇用形態ではないため、「健康保険適用除外承認証」、「厚生年金保険標準報酬決定通知書」又は「70歳以上被用者該当不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」は提出できませんが、上記のとおり、雇用しており日本年金機構への届出に遺漏が無いことを証明いたします。

なお、雇用形態に変更があった場合は、期日内に必要な届出手続きを日本年金機構及び全国建設工事業国民健康保険組合に行います。

令和 年 月 日

全国建設工事業国民健康保険組合
理事長 殿

事業所住所：

事業所名：

事業主名（自署）：

記号番号： 有 ・ 無 (93— —)

雇用証明書（厚生年金保険・健康保険適用事業所用）書き方

厚生年金保険・健康保険適用事業所とは、法人事業所及び常時5人以上の従業員を使用する個人事業所および任意で厚生年金保険に加入した常時5人未満の従業員を使用する個人事業所のことをいいます。

厚生年金・健康保険適用事業所の従業員で「C. 雇用形態が3/4未満短時間被雇用者」・「D. 臨時被雇用者」の場合は厚生年金保険・健康保険の強制適用とはなりません。

- ①**雇用形態** 厚生年金保険・健康保険適用事業所の従業員で次の「C. 雇用形態が3/4未満短時間被雇用者」・「D. 臨時被雇用者」の場合にこの雇用証明書で雇用を確認してください。

健康 保 険	A. 一般被雇用者	臨時被雇用者以外で事業所の所定労働時間・所定労働日数で働いている者 「健康保険適用除外承認証」・「厚生年金保険標準報酬決定通知書」・「70歳以上被 者該当不該当および標準報酬月額のお知らせ」で雇用を確認してください。
強 制 適 用 対 象 者	B. 3/4以上 短時間被雇用者	臨時被雇用者以外で、次の ア・イ 両方 に該当するもの ア. 1日又は1週間の労働時間が事業所の所定の労働時間の概ね3/4以上の者 イ. 1ヶ月の労働日数が事業所の所定の労働日数の概ね3/4以上の者 「健康保険適用除外承認証」・「厚生年金保険標準報酬決定通知書」・ 「70歳以上被用者該当不該当および標準報酬月額のお知らせ」で雇用を 確認してください。
健 康 保 険	C. 3/4未満 短時間被雇用者	臨時被雇用者以外で次のア・イ のうち 1つ又は2つ に該当する者 ア. 1日又は1週間の労働時間が事業所の所定の労働時間の概ね3/4未満の者 イ. 1ヶ月の労働日数が事業所の所定の労働日数の概ね3/4未満の者
適 用 対 象 外	D. 臨 時 被雇用者	日々雇い入れられている者（1ヶ月を超えない者） 2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者（健康保険法第3条第1項第2号の該当者） （継続して2ヶ月を超えた時点で厚生年金保険・健康保険の加入義務が発生します）

- ② **1日・1週間当たりの労働時間** 1日・1週間いずれかに○を付け、該当者の労働時間を記入してください。
「（参考）事業所の所定の労働時間」は、「事業所の所定の労働時間」を記入してください。
- ③ **1ヶ月当たりの労働日数** 該当者の1ヶ月当たりの労働日数を記入してください。
「（参考）事業所の所定の労働日数」は、「事業所の所定の1ヶ月当たりの労働日数」を記入してください。
- ④ **雇用年月日（雇用契約期間）** 該当者の雇用契約期間を記入してください。期間を限って雇用契約を締結していない場合は、雇用開始年月日のみを記入してください。（雇用契約書がある場合は写しを添付してください）
- ⑤ **添付書類** 添付した書類に✓をつけてください。
「事業主名」の署名は事業主本人が自署で記入してください。
「記号番号」欄は、事業主が当組合に加入している場合は「有」に✓し、被保険者証の記号番号を記入してください。また、当組合に加入していない場合は「無」に✓してください。

【重要事項】

厚生年金保険・健康保険適用事業所の従業員（法人の場合は事業主含む）が厚生年金保険・健康保険の適用とならない雇用形態から厚生年金保険・健康保険の適用となる雇用形態へ変更となったときは、事実発生日から14日以内（ただし、厚生年金保険被保険者資格取得届は事実発生日から5日以内）に年金事務所で、厚生年金保険の加入手続きと、健康保険適用除外の承認申請を行う必要があります。（厚生年金保険の適用除外はありません。）

※ 厚生年金保険・健康保険適用事業所の一般被雇用者および3/4以上短時間被雇用者が健康保険適用除外の承認を取らずに、国民健康保険組合に加入することはできませんので、健康保険適用除外の承認を取らない場合は健康保険（協会けんぽ）の適用を受け当国保組合は脱退することとなります。